年 月 日

## 海区漁業調整委員会委員候補者応募申込書 (漁業者又は漁業従事者委員用)

山口県知事 様

山口県における海区漁業調整委員会の委員の選任等に関する要綱5条の規定により、 下表のとおり(日本海・瀬戸内海)海区漁業調整委員会委員の候補者として応募します。

住所

氏名

ふりがな			性別	写真
氏 名			男・女	(縦 4cm×横 3cm) ※写真裏面に氏名
<i>(</i> }- =r.	〒 (	年齢	を記載の上、貼	
住 所			ᅸ	り付けのこと
生年月日	昭和・平成年	月 日	歳	
職業	漁業 (養殖業)	電話番号		
 経 歴	期間	事項(学歴・職歴・職名・役職名等)		
<u>性</u> 庭				

漁業経営の	漁業従事年数	年	主な使用漁船	YG -	
状況	主な漁業種類		漁業者又は漁	該当 •	非該当
(漁業従事の状況)			業従事者 注1		
応募理由					
(400 字以内)					

## 山口県知事 様

私は、下記の事項について同意し、(日本海・瀬戸内海)海区漁業調整委員会の 漁業者・漁業従事者委員候補者として応募します。

- 1 記載事項について、必要に応じて県が関係機関に照会し、調査すること。
- 2 記載事項のうち項目が網掛けとなっている事項について、漁業法第139条第2項の規定に基づき、インターネットの利用により公表されること。
- 3 提出した書類は返却されないこと。

氏名

## 注意事項

1 「漁業者」とは漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは漁業者のために漁業に従事する者をいいます。

なお、海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合の役員等であって、その委員又は役員等に 就任後、1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う 水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に該当しなくなった場合も、「漁業者」又は「漁業 従事者」に該当します。

## 添付書類

1 応募者の氏名、住所、生年月日が確認できる本人確認書類の写し(運転免許証、保険証など)